

◎長期履修制度

学生が職業（非常勤の場合は、週 30 時間以上の勤務を要するもの）を有していること、または修学が困難である相当の事由があることにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の修業年限（4 年間）で卒業することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。長期履修期間は、最長在学期間（8 年、※特別編入学生は 4 年）の範囲内で、なおかつ 1 年単位で認められます。

1. 長期履修の申請

- ・ 修業年限から長期履修学生になる前までの在学期間を引いた期間が 1 年未満の学生は申請することができません（すなわち、最終年次の学生はできませんが、休学期間が 1 年以上の学生は最終年次でも申請できます）。したがって、申請可能な在学学生は、基本的に 1,2,3 年次生（長期履修学生になる際に在学期間が 3 年以下の学生）となりますが、休学したことのある学生は事前に教務課までご確認ください。
- ・ 新入生の申請は入学手続時、在学学生の申請は 2 月上旬の大学が定める時期に行います。

2. 長期履修期間の変更（延長・短縮）の申請

- ・ 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という）は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を変更（延長又は短縮）することができます。
- ・ 長期履修期間の変更は、延長又は短縮のうちいずれか 1 回に限り認められ、特別の事情により再度の変更を希望する場合は、教授会が特に必要と認めた場合に限り認められます。
- ・ 期間変更の申請は、変更を適用する年度の 8 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取りやめの申請

- ・ 長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修を取りやめることができます。ただし、修業年限を超えて在学する学生は取りやめを申請することができません。したがって、申請可能な在学学生は、1～4 年次生となります。
- ・ 申請は、取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度の 2 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。修業年限の最終年次に在学する学生（4 年次生）が当該年度で卒業することを目的として、長期履修の取りやめを希望する場合は、当該年度の 8 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 長期履修学生の授業料

- ・ 長期履修学生の年額授業料は、通常の履修期間の年額授業料に修業年限期間を乗じた額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を、長期履修期間の年数で除し算出します。
- ・ 長期履修学生が長期履修を取りやめた場合、当該学生が長期履修学生以外の学生であったと仮定した場合に納付すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに納付した授業料総額との差額は、当該学生が長期履修学生以外の学生となる学年開始の学期の最初の月に納付します。

5. 授業料の支払例

先端工学基礎課程の年額授業料 267,900 円（※年額授業料は予定額です）。

- ・ 修業年限（4 年間）で卒業した場合：1 年次前学期～4 年次後学期に每期 133,950 円、4 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	
3 年次 前学期	3 年次 後学期	4 年次 前学期	4 年次 後学期	4 年間 合計
133,950	133,950	133,950	133,950	1,071,600

- 入学手続き時に6年間の長期履修を申請した場合：長期履修適用後は、1,071,600円を長期履修期間6年間で除した178,600円が年額授業料となります。1年目前学期～6年目後学期に毎期89,300円、6年間に合計1,071,600円を納付します。

1年目 前学期	1年目 後学期	2年目 前学期	2年目 後学期	3年目 前学期	3年目 後学期	
89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	
4年目 前学期	4年目 後学期	5年目 前学期	5年目 後学期	6年目 前学期	6年目 後学期	6年間 合計
89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	89,300	1,071,600

- 3年次に1年間休学し、4年次2月に2年間の長期履修を申請し、休学を除いた合計在学期間が5年間となった場合：1年目前学期～2年目後学期および4年目前学期・後学期に毎期133,950円、合計803,700円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額267,900円を長期履修期間2年間で除した134,000円が年額授業料となり（年数で除した額に100円未満の端数があるときは切り上げます）、また、長期履修学生の授業料総額と標準授業料総額との差額は最終年次に調整するため、5年目前学期・後学期に毎期67,000円、6年目前学期・後学期に毎期66,950円、6年間に合計1,071,600円を納付します。

1年目 前学期	1年目 後学期	2年目 前学期	2年目 後学期	3年目 前学期	3年目 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	0	0	
4年目 前学期	4年目 後学期	5年目 前学期	5年目 後学期	6年目 前学期	6年目 後学期	6年間 合計
133,950	133,950	67,000	67,000	66,950	66,950	1,071,600

- 2年次2月に4年間の長期履修を申請し、合計在学期間6年間となった場合：1年目前学期～2年目後学期に毎期133,950円、合計535,800円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額535,800円を長期履修期間4年間で除した134,000円が年額授業料となり（年数で除した額に100円未満の端数があるときは切り上げます）、また、長期履修学生の授業料総額と標準授業料総額との差額は最終年次に調整するため、3年目前学期～5年目後学期に毎期67,000円、6年目前学期及び後学期に66,900円、6年間に合計1,071,600円を納付します。

1年目 前学期	1年目 後学期	2年目 前学期	2年目 後学期	3年目 前学期	3年目 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	67,000	67,000	
4年目 前学期	4年目 後学期	5年目 前学期	5年目 後学期	6年目 前学期	6年目 後学期	6年間 合計
67,000	67,000	67,000	67,000	66,900	66,900	1,071,600

- 2年次2月に4年間の長期履修を許可されたが、3年次2月に長期履修の取りやめを申請し許可され、修業年限（4年間）で卒業した場合：1年目前学期～2年目後学期に毎期133,950円、合計535,800円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額535,800円を長期履修期間4年間で除した134,000円が年額授業料となり、3年目前学期及び後学期に67,000円を納付します。取りやめの際の差額は長期履修学生ではなくなる最初の学期に納付するため4年目前学期に267,850円、4年目後学期に133,950円、4年間に合計1,071,600円を納付します。

1年目 前学期	1年目 後学期	2年目 前学期	2年目 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	
3年目 前学期	3年目 後学期	4年目 前学期	4年目 後学期	4年間 合計
67,000	67,000	133,950 133,900	133,950	1,071,600

※ 先端工学基礎課程学生の長期履修制度の詳細については教務課学域教務係に問い合わせてください。
休学期間のある学生は、必ず事前に、教務課学域教務係に問い合わせてください。

◎長期履修制度

学生が職業（非常勤の職にあるものは、週 30 時間以上勤務していること）を有すること、または修学が困難である相当の事由があることにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の標準修業年限（博士前期課程 2 年間）で修了することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。長期履修期間は、最長在学期間（博士前期課程 4 年）の範囲内で、なおかつ 1 年単位で認められます。

1. 長期履修の申請

- ・申請することができるのは、標準修業年限から長期履修学生になる前までの在学期間を引いた期間が 1 年以上ある学生です。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程 1 年次生（長期履修学生になる際に残りの在学期間が 1 年以上の学生）となります。
- ・新入生の申請は入学手続時、在学学生の申請は、4 月入学者は 2 月上旬、10 月入学者は 8 月上旬の大学が定める時期に行います。

2. 長期履修の変更（延長・短縮）の申請

- ・長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という）は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。
- ・延長又は短縮のうちいずれか 1 回に限り認められ、特別の事情により再度の延長等を希望する場合は、教授会が特に必要と認めた場合に限り認められます。
- ・在学学生の申請は、延長又は短縮を適用する年度の、4 月入学者は 8 月上旬、10 月入学者は 2 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取りやめの申請

- ・長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修を取りやめることができます。ただし、標準修業年限を超えて在学する学生は取りやめを申請することができません。したがって、申請可能な在学学生は、博士前期課程 1,2 年次生となります。
- ・申請は、取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度の、4 月入学者は 2 月上旬、10 月入学者は 8 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。標準修業年限の最終年次に在学する学生が当該年度で修了することを目的として、長期履修の取りやめを希望する場合は、当該年度の、4 月入学者は 8 月上旬、10 月入学者は 2 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 長期履修学生の授業料

- ・長期履修学生の年額授業料は、通常の履修期間の年額授業料に標準修業年限期間を乗じた額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を、長期履修期間の年数で除し算出します。
- ・長期履修学生が長期履修を取りやめた場合、当該学生が長期履修学生以外の学生であったと仮定した場合に納付すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに納付した授業料総額との差額は、当該学生が長期履修以外の学生となる学年開始の学期の最初の月に納付します。

5. 授業料の支払例

博士前期課程の年額授業料 535,800 円（※年額授業料は予定額です）。

- ・標準修業年限（2 年間）で修了した場合：1 年次前学期～2 年次後学期に每期 267,900 円、2 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	2 年間 合計
267,900	267,900	267,900	267,900	1,071,600

- 入学手続き時に 3 年間の長期履修を申請した場合：長期履修適用後は、1,071,600 円を長期履修期間 3 年間で除した 357,200 円が年額授業料となります。1 年次前学期～3 年次後学期に每期 178,600 円、3 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	3 年次 前学期	3 年次 後学期	3 年間 合計
178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	1,071,600

- 1 年次 2 月に 2 年間の長期履修を申請し、合計在学期間 3 年間となった場合：1 年次前学期及び後学期に 267,900 円、合計 535,800 円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額 535,800 円を長期履修期間 2 年間で除した 267,900 円が年額授業料となります。2 年次前学期～3 年次後学期に每期 133,950 円、3 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	3 年次 前学期	3 年次 後学期	3 年間 合計
267,900	267,900	133,950	133,950	133,950	133,950	1,071,600

- 1 年次に 1 年間休学し、2 年次 2 月に 2 年間の長期履修を申請し、合計在学期間 4 年間となった場合：2 年次前学期及び後学期に 267,900 円、合計 535,800 円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額 535,800 円を長期履修期間 2 年間で除した 267,900 円が年額授業料となります。3 年次前学期～4 年次後学期に每期 133,950 円、4 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期休学	1 年次 後学期休学	2 年次 前学期	2 年次 後学期	4 年間 合計
0	0	267,900	267,900	
3 年次 前学期	3 年次 後学期	4 年次 前学期	4 年次 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	1,071,600

- 入学時に 3 年間の長期履修を許可されたが、1 年次 2 月に長期履修の取りやめを申請し許可され、標準修業年限（2 年間）で修了した場合：長期履修適用後は、1,071,600 円を長期履修期間 3 年間で除した 357,200 円が年額授業料となり、1 年次前学期及び後学期に 178,600 円を納付します。取りやめの際の差額は長期履修学生ではなくなる最初の学期に納付するため 2 年次前学期に 446,500 円、2 年次後学期に 267,900 円、2 年間に合計 1,071,600 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	2 年間 合計
178,600	178,600	267,900 178,600	267,900	1,071,600

※ 大学院学生の長期履修制度の詳細については、教務課大学院教務係に問い合わせてください。
休学期間のある学生は、必ず事前に、教務課大学院教務係に問い合わせてください。

◎長期履修制度

学生が職業（非常勤の職にあるものは、週 30 時間以上勤務していること）を有すること、または修学が困難である相当の事由があることにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の標準修業年限（博士後期課程 3 年間）で修了することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。長期履修期間は、最長在学期間（博士後期課程 6 年）の範囲内で、なおかつ 1 年単位で認められます。

1. 長期履修の申請

- ・申請することができるのは、標準修業年限から長期履修学生になる前までの在学期間を引いた期間が 1 年以上ある学生です。したがって、申請可能な在学学生は、博士後期課程 1,2 年次生（長期履修学生になる際に残りの在学期間が 1 年以上の学生）となります。
- ・新入生の申請は入学手続時、在学学生の申請は、4 月入学者は 2 月上旬、10 月入学者は 8 月上旬の大学が定める時期に行います。

2. 長期履修の変更（延長・短縮）の申請

- ・長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という）は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。
- ・延長又は短縮のうちいずれか 1 回に限り認められ、特別の事情により再度の延長等を希望する場合は、教授会が特に必要と認めた場合に限り認めることができます。
- ・在学学生の申請は、延長又は短縮を適用する年度の、4 月入学者は 8 月上旬、10 月入学者は 2 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

3. 長期履修の取りやめの申請

- ・長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て長期履修を取りやめることができます。ただし、標準修業年限を超えて在学する学生は取りやめを申請することができません。したがって、申請可能な在学学生は、博士後期課程 1,2,3 年次生となります。
- ・申請は、取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度の、4 月入学者は 2 月上旬、10 月入学者は 8 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。標準修業年限の最終年次に在学する学生が当該年度で修了することを目的として、長期履修の取り止めを希望する場合は、当該年度の、4 月入学者は 8 月上旬、10 月入学者は 2 月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

4. 長期履修学生の授業料

- ・長期履修学生の年額授業料は、通常の履修期間の年額授業料に標準修業年限期間を乗じた額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を、長期履修期間の年数で除し算出します。
- ・長期履修学生が長期履修を取りやめた場合、当該学生が長期履修学生以外の学生であったと仮定した場合に納付すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに納付した授業料総額との差額は、当該学生が長期履修以外の学生となる学年開始の学期の最初の月に納付します。

5. 授業料の支払例

博士後期課程の年額授業料 535,800 円（※年額授業料は予定額です）。

- ・標準修業年限（3 年間）で修了した場合：1 年次前学期～3 年次後学期に每期 267,900 円、3 年間に合計 1,607,400 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	3 年次 前学期	3 年次 後学期	3 年間 合計
267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400

- 入学手続き時に 6 年間の長期履修を申請した場合：長期履修適用後は、1,607,400 円を長期履修期間 6 年間で除した 267,900 円が年額授業料となります。1 年次前学期～6 年次後学期に每期 133,950 円、6 年間に合計 1,607,400 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	3 年次 前学期	3 年次 後学期	
133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	
4 年次 前学期	4 年次 後学期	5 年次 前学期	5 年次 後学期	6 年次 前学期	6 年次 後学期	6 年間 合計
133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	1,607,400

- 2 年次 2 月に 2 年間の長期履修を申請し、合計在学期間 4 年間となった場合：1 年次前学期～2 年次後学期に每期 267,900 円、2 年間に合計 1,071,600 円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額 535,800 円を長期履修期間 2 年間で除した 267,900 円が年額授業料となります。3 年次前学期～4 年次後学期に每期 133,950 円、4 年間に合計 1,607,400 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	
267,900	267,900	267,900	267,900	
3 年次 前学期	3 年次 後学期	4 年次 前学期	4 年次 後学期	4 年間 合計
133,950	133,950	133,950	133,950	1,607,400

- 2 年次に 1 年間休学し、3 年次 2 月に 2 年間の長期履修を申請し、合計在学期間 5 年間となった場合：休学期間を除く 1 年次前学期～3 年次後学期に每期 267,900 円、合計 1,071,600 円を納付します。長期履修適用後は、以降に納付すべき授業料総額 535,800 円を長期履修期間 2 年間で除した 267,900 円が年額授業料となります。4 年次前学期～5 年次後学期に每期 133,950 円、4 年間に合計 1,607,400 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期			
267,900	267,900	0	0			
3 年次 前学期	3 年次 後学期	4 年次 前学期	4 年次 後学期	5 年次 前学期	5 年次 後学期	4 年間 合計
267,900	267,900	133,950	133,950	133,950	133,950	1,607,400

- 入学時に 4 年間の長期履修を許可されたが、2 年次 2 月に長期履修の取りやめを申請し許可され、標準修業年限（3 年間）で修了した場合：長期履修適用後は、1,607,400 円を長期履修期間 4 年間で除した 401,900 円が年額授業料となり（年数で除した額に 100 円未満の端数があるときは切り上げます）、1 年次前学期～2 年次後学期に每期 200,950 円を納付します。取りやめの際の差額は長期履修学生ではなくなる最初の学期に納付するため 3 年次前学期に 535,700 円、3 年次後学期に 267,900 円、3 年間に合計 1,607,400 円を納付します。

1 年次 前学期	1 年次 後学期	2 年次 前学期	2 年次 後学期	3 年次 前学期	3 年次 後学期	3 年間 合計
200,950	200,950	200,950	200,950	267,900 267,800	267,900	1,607,400

※ 大学院学生の長期履修制度の詳細については、教務課大学院教務係に問い合わせてください。
休学期間のある学生は、必ず事前に、教務課大学院教務係に問い合わせてください。